

新	旧
日産ポイント規定	日産ポイント規定
<p>(目的)</p> <p>第1条 日産ポイント規定（以下「本規定」という。）は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が、当社が個人に対して発行するクレジットカードの本人会員に対して日産ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「日産ポイント制度」という。）の内容及び当該特典を受けるための条件を定めたものです。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 日産ポイント規定（以下「本規定」という。）は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が、当社が発行するクレジットカードの会員（日産カード Visa・Mastercard の場合は本人会員とする。以下同じ。）に対して日産ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「日産ポイント制度」という。）の内容及び当該特典を受けるための条件を定めたものです。</p>
<p>(ポイントの付与)</p> <p>第2条 当社は、カード利用代金（家族会員のカード利用代金を含む。）その他当社所定の条件に応じて、当社所定のポイントを本人会員に付与します。</p>	<p>(ポイントの付与)</p> <p>第2条 当社は、カード利用代金（日産カード Visa・Mastercard の場合は家族会員のカード利用代金、法人会員の場合はカード使用者のカード利用代金を含む。）その他当社所定の条件に応じて、当社所定のポイントを会員に付与します。</p>
<p>(ポイントの付与日)</p> <p>第3条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、当社所定の方法により、毎月の締日までのカード利用代金合計に基づき、翌月1日付をもって本人会員に付与します。但し、ボーナス一括払い又は2回払いをご利用の場合のポイント付与日は、当該カード利用代金の支払月の当月1日付とします。</p>	<p>(ポイントの付与日)</p> <p>第3条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、当社所定の方法により、毎月の締日までのカード利用代金合計に基づき、翌月1日付をもって会員に付与されます。但し、1回払い又は2回払いをご利用の場合のポイント付与日は、当該カード利用代金の支払月の当月1日付（カード利用代金の支払日が27日の会員の場合は、翌月1日付とする。）となります。</p>
<p>(ポイントの通知等)</p> <p>第8条 当社は、当社所定の通知方法により、当該通知時点における有効なポイント残高（以下「ポイント残高」という。）を本人会員に通知するものとします。</p> <p>2. 本人会員は、当社所定の方法で問合せることにより、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。</p>	<p>(ポイントの通知等)</p> <p>第8条 当社は、当社所定の通知方法により、当該通知時点における有効なポイント残高（以下「ポイント残高」という。）を会員に通知するものとします。</p> <p>2. 会員は、当社所定の方法で問合せることにより、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。また、会員は、当社所定の日産自動車販売店にカードを提示することにより、当該販売店で、その営業時間中に限り、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。</p>
<p>(ポイントに基づく還元の条件)</p> <p>第9条 本人会員は、当社所定の条件に該当した場合に、ポイントの還元（以下「還元」という。）を受けることができます。なお、還元には、当社所定の</p>	<p>(ポイントに基づく還元の条件)</p> <p>第9条 会員は、当社所定の条件に該当した場合に、ポイントの還元（以下「還元」という。）を受けることができます。なお、還元には、当社所定の還元</p>

<p>還元金（以下「還元金」という。）による還元と、当社所定の商品等への交換（以下「商品交換」という。）による還元があります。</p> <p>2. 本人会員が、還元申請の時点で会員資格を有していない場合、還元を受けることはできません。</p> <p>3. 当社は、本人会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為を行ったと認めた場合、又は日産カード会員規約もしくは本規定を遵守していないと認めた場合は、還元を拒否又は保留することがあります。この場合は、本人会員にその旨を通知します。</p>	<p>金（以下「還元金」という。）による還元と、当社所定の商品等への交換（以下「商品交換」という。）による還元があります。</p> <p>2. 会員が、還元申請の時点で会員資格を有していない場合、還元を受けることはできません。</p> <p>3. 当社は、会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為を行ったと認めた場合、又は会員が保有するクレジットカードの会員規約（以下「カード会員規約」という。）もしくは本規定を遵守していないと認めた場合は、還元を拒否又は保留することがあります。この場合は、会員にその旨を通知します。</p>
<p>（還元の決定）</p> <p>第10条 当社は、本人会員から還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、還元の可否を決定します。</p>	<p>（還元の決定）</p> <p>第10条 当社は、会員から還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、還元の可否を決定します。</p>
<p>（還元の対象となるポイント残高）</p> <p>第11条 還元の対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定日時点でのポイント残高とし、第8条第1項により当社が通知したポイント残高、又は同条第2項により本人会員が確認したポイント残高と異なることがあります。</p> <p>2. 1回に還元できるポイント数は、当社の所定数を上限とします。還元にあたっては、付与日の古いポイントから順に充当します。</p> <p>3. 1回の還元により、前項の上限数を満たす付与日に付与されたポイントを含むポイント残高はすべて消滅し、以後、消滅月の翌月以降の付与日からのポイントが、次回以降の還元対象となるポイント残高として、第6条の有効期限内において存続します。</p>	<p>（還元の対象となるポイント残高）</p> <p>第11条 還元の対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定日時点でのポイント残高となりますので、第8条第1項により当社が通知したポイント残高、又は同条第2項により会員が確認したポイント残高と異なることがあります。</p> <p>2. 1回に還元できるポイント数は、当社の所定数を上限とします。還元にあたっては、付与日の古いポイントから順に充当します。</p> <p>3. 1回の還元により、前項の上限数を満たす付与日に付与されたポイントを含むポイント残高はすべて消滅し、以後、消滅月の翌月以降の付与日からのポイントが、次回以降の還元対象となるポイント残高として、第6条の有効期限内において存続します。</p>
<p>（ポイントのマイル交換）</p> <p>第12条 本人会員が全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）の認める「AMC マイレージ会員」（以下「AMC 会員」という。）又は日本航空株式会社（以下「JAL」という。）の認める「JAL マイレージバンク会員」（以下「JMB 会員」という。）である場合、本人会員は、還元金による還元申請に代えて、ANA の実施する「ANA マイレージクラブ」又は JAL の実施する「JAL マイレージバンク」のマイル（以下「マイル」という。）への移行による還元申請（以下「マイル移行申請」という。）ができるものとします。</p>	<p>（ポイントのマイル交換）</p> <p>第12条 会員（法人会員を除く。本条及び次条第3項において以下同じ。）が全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）の認める「AMC マイレージ会員」（以下「AMC 会員」という。）又は日本航空株式会社（以下「JAL」という。）の認める「JAL マイレージバンク会員」（以下「JMB 会員」という。）である場合、会員は、還元金による還元申請に代えて、ANA の実施する「ANA マイレージクラブ」又は JAL の実施する「JAL マイレージバンク」のマイル（以下「マイル」という。）への移行による還元申請ができるものとします。</p>

<p>2. 本人会員は、マイル移行申請の際、当社が、本人会員について AMC 会員又は JMB 会員であるとの照会上あるいはマイルの登録上必要な範囲内で、本人会員の個人情報を ANA 又は JAL へ提供することに同意します。</p> <p>3. 本人会員は、当社がマイル移行申請を受理した後は、当該申請を取消すことはできないものとします。</p> <p>4. 移行後のマイル管理は、マイルを付与した ANA 又は JAL が行うものとし、当社はその責めを負わないものとします。</p>	<p>2. 会員は、前項のマイルへの移行の申請の際、当社が、会員について AMC 会員又は JMB 会員であるとの照会上あるいはマイルの登録上必要な範囲内で、会員の個人情報を ANA 又は JAL へ提供することに同意します。</p> <p>3. 会員は、当社がマイル移行の申請を受領した後は、当該申請を取消すことはできないものとします。</p> <p>4. 移行後のマイル管理は、マイルを付与した ANA 又は JAL が行うものとし、当社はその責めを負わないものとします。</p>
<p>(還元の方法)</p> <p>第13条 還元金による還元の場合、当社は、第 11 条第 1 項に基づき還元対象となるポイント残高を当社所定の率で換算した金額を、当社に登録されている本人会員のお支払預金口座に振込むことにより支払います。</p> <p>2. 商品交換による還元は、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 本人会員がマイル移行申請を行い、かつ当社が還元を決定した場合、当社は、その旨を ANA 又は JAL に通知します。</p> <p>4. ANA 又は JAL が、本人会員が AMC 会員規約又は JMB 会員規約を遵守していない等の理由により、マイル登録を拒否又は保留した場合、当社は本人会員にその旨を通知します。この場合、当社は、還元金により還元を行うものとします。</p>	<p>(還元の方法)</p> <p>第13条 還元金による還元の場合、当社は、第 11 条第 1 項に基づき還元対象となるポイント残高を当社所定の率で換算した金額を、当社に登録されている会員のお支払預金口座に振込むことによりお支払します。</p> <p>2. 商品交換による還元は、当社所定の方法によるものとします。</p> <p>3. 会員が前条に定めるマイルへの移行申請を行い、かつ当社が還元を決定した場合、当社は、その旨を ANA 又は JAL に通知します。なお、ANA 又は JAL が、会員が AMC 会員規約又は JMB 会員規約を遵守していない等の理由により、当該会員へのマイル登録を拒否又は保留することがあります。この場合、当社は会員にその旨を通知するものとし、会員は還元金による還元を受けることを承諾します。</p>
<p>(公租公課)</p> <p>第14条 還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は本人会員が負担するものとします。</p>	<p>(公租公課)</p> <p>第14条 還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は会員が負担するものとします。</p>
<p>(ポイントの消滅)</p> <p>第 15 条 理由の如何を問わず、本人会員がカードの会員資格を喪失した場合、既に累積されているポイントはすべて自動的に失効するものとします。</p>	<p>(ポイントの消滅)</p> <p>第 15 条 理由の如何を問わず、会員がカードの会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、日産ポイントに関するすべての権利義務は、自動的に消滅するものとします。</p>
<p>(禁止事項)</p> <p>第16条 理由の如何を問わず、本人会員はポイントに関する権利義務を他人に譲渡し、又はこれを貸与、担保提供等することはできません。</p>	<p>(日産ポイントに関する疑義等)</p> <p>第16条 理由の如何を問わず、会員は日産ポイントに関する権利義務を他人に貸与、担保提供、又は相続させることはできません。</p> <p>2. ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義その他日産ポイントの運営に関して生ずる疑義は、当社の決定するところによるものとします。</p>
<p>(終了)</p>	<p>(終了、中止、変更等)</p>

<p>第17条 当社は、日産ポイント制度を終了又は中止することができるものとします。この場合、あらかじめ当社ホームページで公表する等の方法により本人会員に周知します。</p>	<p>第17条 当社は、予告なしに、いつでも日産ポイント制度を終了もしくは中止し、又は内容、還元条件、還元申請方法等を変更することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、第3条のポイント付与日、第4条のポイントの付与対象、第6条の有効期間、並びに第5条及び第13条に定める当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。</p> <p>3. ポイントの内容は、日本国の法令のもとに規制されることがあります。</p>
<p>(本規定の変更)</p> <p>第18条 本規定の変更については、日産カード会員規約の変更に関する規定を準用します。なお、カード会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本規定」に読み替えるものとします。</p>	<p>(本規約の変更)</p> <p>第18条 本規定の変更については、カード会員規約の変更に関する規定を準用します。なお、カード会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本規定」に読み替えるものとします。</p>
<p>ポイントに関するお問い合わせ先 日産ポイントデスク 0120-815-523</p>	<p>ポイントに関するお問合せは 日産ポイントデスク 0120-815523</p>